

社会福祉法人青森県社会福祉協議会
青森県ボランティア・市民活動センター 活動資材貸出要綱

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、県内での講習会、勉強会、各種イベント等で活用できる活動資材の貸出を行い、もってボランティア・市民活動の振興及び福祉教育の推進を図ることを目的とする。

(貸出備品)

第2条 貸出を行う活動資材は別表のとおりとする。

(貸出対象)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本会会員
- (2) 県ボランティア・市民活動センターに登録した団体企業
- (3) 福祉・教育に係る公共的機関・団体
- (4) その他会長が必要と認めた者

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則1週間とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(利用等)

第5条 利用料は、無料とする。ただし、送料及び付帯する消耗品等がある場合は、借受者が経費を負担とする。

(申請)

第6条 活動資材の貸出を受けようとする者は、借用書(様式1)を本会に提出するものとする。

(破損、紛失)

第7条 借受者が備品を破損又は紛失した場合は、本会に速やかに届け出るとともに、原則これを原形に復し返還するものとする。

(損害等)

第8条 活動資材の使用により損害が生じた場合は、借受者がその一切の責任を負うものとする。

- 2 借受者の責めにより、他の貸出に支障があった場合は、借受者が対処するものとする。

(貸出停止等)

第9条 本会会長は、活動資材の貸出を受けるものが、次の一つに該当した場合は貸出を停止、又は、拒否することができる。

- (1) 活動資材を目的以外に使用したとき。
- (2) 貸出期間を過ぎても返還しなかったとき。
- (3) 活動資材を転貸し、又はそのおそれがあるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年7月12日に一部改正し、同日から施行する。

